

「新成人が狙われる!?!」 2022年4月1日から18歳以上が新成人に

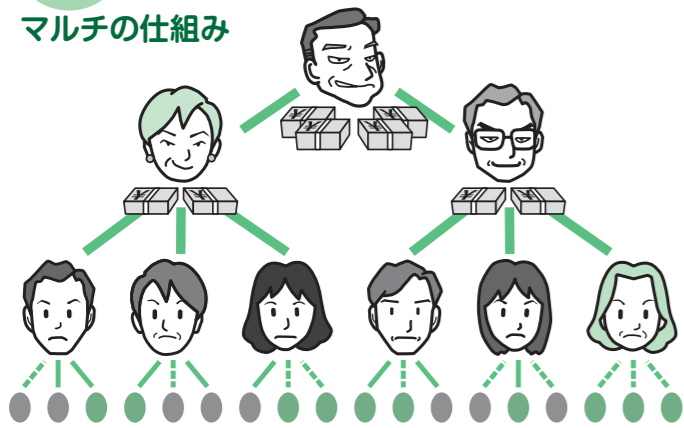
相談例 18歳になった途端にこんな誘いが...

学校の先輩に「簡単に稼げる」と誘われ、カフェで先輩と先輩の知人から説明を受けた。「海外オンラインカジノサイトを人に紹介すれば儲かる」という内容だったが、儲かる仕組みは分からなかった。「入会金として30万円必要」といわれたので「お金がない」と断った。しかし、「みんな借りたお金で始めている。儲けですぐ返せる。」と言われ、断り切れず契約した。その場で指示を受けながら、スマートフォンで消費者金融2社に登録をし、コンビニのATMで15万円ずつ引き出し、先輩に渡した。その後、グループのミーティングやセミナーで「友達を誘うことでお金が入る」仕組みだと分かった。マルチ商法のようなのでやめたい。



マルチ商法とは

マルチの仕組み



マルチ商法とは、商品やサービスを人に紹介すると報酬（紹介料等）が得られると勧誘され、その商品やサービスの購入契約をし、次は自分がその商品・サービスの勧誘者となって報酬を得る商法です。

マルチ商法の他、ネットワークビジネスやマルチレベルマーケティング（MLM）とも呼ばれ、特定商取引法の連鎖販売取引として様々な厳しい規制がかけられています。

誰でも簡単に稼げるわけではなく、本当に儲かるのは組織の上部にいるごく一部の人のみです。

マルチ商法に係る主な規制 守らないといけないこと...守らないと逮捕されることも!

- ・勧誘する前に必ず次のことを告げなければなりません
...事業者名、勧誘目的、商品や役務の種類

- ・嘘をついたり、不都合なことを隠して勧誘することは禁止されています
- ・契約前に概要書面、契約後には契約書を交付しなければなりません

誘ってくる人は...友だち?

- ・SNSで暫く会ってなかった中学時代の友人から連絡が
- ・マッチングアプリで親しくなった異性から誘われて

- ・SNSでコメントされ返事をしたらDMが届いた
- ・街やカフェで、声をかけられてSNSを交換した

◆知人や友人から勧誘を受けることが多くありましたが、最近はSNSなどでメッセージのやり取りをして親しくなり、副業やお金儲けの話に興味があると思われる「直接会って話をしよう」と誘われることが増えています。

こんな言葉で誘われたら要注意!

- ・投資や自己啓発のセミナーに参加してみない?
- ・いい話がある、儲かる話がある、誰でも稼げる
- ・すごい人に会えるんだけど一緒に行かない?

◆マルチ商法に誘う目的であることを隠して声をかけることは禁止されています。

商品・サービスはいろいろ

- ・FXやバイナリーオプションなどの投資用ツール
- ・オンラインサロン、セミナー
- ・海外オンラインカジノのアフィリエイト
- ・サプリメント（健康食品）・化粧品 など

◆以前は、サプリメント（健康食品）や化粧品などの日用品が多く扱われていました。最近は、情報商材や投資用ツールなど、「稼げる仕組み」自体が分からないものが増えています。事業者は契約前に、商品やサービスなど「稼げる仕組み」の内容を説明する義務があります。商品やサービスの内容が分からないまま、安易に契約はしないようにしましょう。

借金して契約、その後も思わぬ出費が!

- ・「成功したいならセミナー受講が必須」と受講するたびに参加費を支払わされる
- ・「人に商品のすばらしさを伝えるには、まずは自分で使用する必要がある」と商品の購入をさせられる

◆契約後もお金がかかることがあります。また、友だちを誘えないと入金もないので、契約時の借金の返済も困難になり、生活苦に陥るケースもあります。

自分が勧誘者になったら

- ・加害者になったり、友人を失うことも
- ・法律に反した勧誘をすれば、逮捕されることも

◆自分の儲けのために知人や友人を誘うことで、相手に経済的負担をかけるだけでなく、人間関係を壊してしまうことになります。

18歳以上は未成年者取消しができません

◆18歳になると保護者の同意なく契約やお金を借りることができるようになる反面、未成年者取消しができなくなります。



契約は慎重に行いましょう!

CHECK!! ここが重要

- ・「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない
- ・「お金がない」は断りの言葉にならない
- ・友達から誘われても、きっぱりと断る
- ・「親に内緒」や「借金して契約」には要注意!
- ・事業者や仕組みなどが分からない契約はしない

疑問があったり判断がつかない場合は、その場ですぐに契約せず、インターネットで調べたり、家族や信頼できる友人に相談するなどしましょう。



契約しても諦めないで!

- クーリング・オフができます
契約書面を受け取った日から20日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
- 20日を過ぎても中途解約ができます
入会契約はいつでも解除できます。また、入会后1年以内かつ商品の引渡し後90日以内で未使用商品の場合、商品契約の解除もできます。
- 契約の取消しができる場合もあります
契約のときに嘘をつかれた、重要なことを隠されたなどがあれば、契約の取消しができる場合もあります。